

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）の受託研究の取扱いについて必要な事項を定め、本学における教育・研究の進展を図ることにより、社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学が、民間、国、地方公共団体等（以下「委託者」という。）から研究及び調査等の委託を受け、これらに要する経費を委託者の負担によって行う研究をいう。

2 この規程において「研究代表者」とは、受託研究の遂行に関して責任を負う研究者をいう。なお、本学附置の研究所において遂行する受託研究の場合は、当該研究所の責任者が研究代表者となる。

(実施基準)

第3条 受託研究の受入れは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限るものとする。

(実施条件)

第4条 受託研究の受入れ条件は、次に掲げる事項とし、原則として契約書等に記載するものとする。

(1) 研究課題、研究目的、研究内容、研究期間、研究代表者及びその他研究の遂行に必要な事項について定めること。

(2) 本学が受入れる研究費は、金額、入金方法及び入金の日を定め、委託者は定められた期日までに入金すること。

(3) 原則として入金された研究費は、返金しないこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該研究の遂行が困難になった場合は、その一部又は全部を返金することがあること。

(4) 本学が受入れた研究費によって取得した設備、備品等は、本学に帰属すること。ただし、委託者が国、地方公共団体等（以下「国等」という。）の場合、国等に定めのある場合は、その定めに従うものとする。

(5) 研究成果に伴う知的財産等の取扱いは、「東北学院大学発明等規程」及びその他本学の関連諸規程によって行うものとする。

(6) 災害その他やむを得ない事由が発生した場合は、委託者と本学が協議の上、受託研究を中止又は延長することができる。

(7) 受託研究期間中において委託者に損害が発生した場合、本学の故意又は重大な過失がないときは、本学は責任を負わないものとする。

(8) 委託者と本学は、受託研究の遂行に必要な資料及び情報を相互に開示すること。ただし、開示された資料及び情報の取扱いについては、契約書等において秘密保持の取決めを行うものとする。

2 前項のほか、必要に応じて委託者と本学で協議の上、契約書等において別途定めることができる。

3 委託者が国等の場合は、第1項に規定する条件を国等の条件によって実施する場合がある。

(研究費の支出)

第5条 研究費は、原則として研究費入金前に支出することができない。ただし、委託者が国等の場合は、内示、内定又は採択通知等（以下「内定等」という。）の文書に基づいて本学が立て替えて支出することができる。また、やむを得ない事情がある場合には、東北学院大学長（以下「学長」と

いう。)の承認を得て、入金前に立て替えて支出することができる。

(間接経費の額)

第6条 国等が資金を配分する間接経費は国等の定めに従うものとし、民間からの間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、特別の事情がある場合は、学長の承認を得て、直接経費に対する乗率を変更することができる。

(間接経費の取扱)

第7条 間接経費は、別に定める「東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱要項」に基づいて取り扱うものとする。

(研究費の使用期間)

第8条 研究費は、原則として契約期間内に使用しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、学長の承認を得て本学の研究代表者と委託者との協議により使用期間を変更することができる。この場合は、原則として変更に関する契約等を締結しなければならないものとする。

(研究費の管理及び監査)

第9条 研究費の使用に関する管理及び監査については、別に定める「東北学院大学における競争的資金の管理・運用に関する規程」に従うものとする。

(研究代表者)

第10条 研究代表者は、本学専任の教職員が就任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合は、学長の承認を得て、客員教授等を研究代表者とすることができる。

(申込み方法)

第11条 受託研究の申込みは、委託者が研究代表者を通じ、本学学長へ受託研究申込書(別紙様式1)を提出しなければならない。ただし、委託者が国等の場合は、内定等の文書によって申込みがあったものとみなす。

(受入れの決定)

第12条 学長は、受託研究の実施基準に基づいて受託研究の受入れを決定するものとする。

2 学長は、研究費が1億円を超える受託研究を実施する場合は、理事長の承認を得なければならないものとする。

(契約)

第13条 学長は、受託研究の受入れを認めたときは、受託研究承諾書(別紙様式2)を委託者に提出し、契約書に基づいて受託研究契約を締結するものとする。ただし、委託者が国等の場合は、国等の定めに従って行うものとする。

(会計)

第14条 研究費は、原則として「東北学院経理規程」及び「学校法人東北学院経理規程施行細則」に基づいて会計処理を行うものとする。ただし、委託者が国等の場合は、国等の定めに従って会計処理を行うものとする。

(報告書の提出)

第15条 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに学長に成果報告書を提出しなければならない。

2 学長は、受託研究契約書に基づき、委託者へ成果報告書を提出しなければならないものとする。

(受入事務)

第16条 受託研究の受入れに関する事務は、土樋キャンパスにおいては学長室事務課、多賀城キャン

パスにおいては庶務・会計・宗教系の協力の下に実験実習指導・教育研究支援係、泉キャンパスにおいては庶務・会計・宗教係が処理するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、理事会において行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 11 月 19 日から施行し、制定後の第 6 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降の研究開始日となる受託研究契約から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、「東北学院大学受託研究規程（平成 9 年 4 月 1 日制定第 6 号）」は、廃止する。

平成 年 月 日

受 託 研 究 申 込 書

東北学院大学

学長 殿

住 所

所属機関名

代表者名 印

東北学院大学受託研究規程に基づき、下記内容のとおり研究の委託を申込みます。

1 研 究 課 題

2 研究目的及び内容

3 本学研究代表者

4 研 究 費 金 円

5 研 究 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 そ の 他

平成 年 月 日

受 託 研 究 実 施 承 諾 書

所属機関名

代表者名

仙台市青葉区土樋1丁目3-1
東北学院大学
学長 印

平成 年 月 日付けで申込みのあった受託研究については、下記のとおり承諾いたします。

なお、別紙請求書により研究費の納入をお願いいたします。

記

1 研 究 課 題

2 研究目的及び内容

3 本学研究代表者

4 研 究 費 金 円

5 研 究 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 そ の 他